

平成25年3月29日
防 衛 省

「防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令案」に対する意見の募集結果について

「防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令案」につきましては、平成24年9月14日から同年10月13日までの間、御意見を募集した結果、当該省令に対する御意見として、6件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方を別紙のとおり御報告致します。

今回、御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

別 紙

「防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令案」に関する意見の募集結果について

御意見	御意見に対する考え方
2(2) 計画段階配慮事項の選定等指針について、専門家等の専門分野だけでなく、所属の属性も開示するよう努めるべきである。	御意見を踏まえ記載します。
2(3) 計画段階配慮事項について関係行政機関等の意見を求める場合の指針について、関係地方公共団体の長の意見提出期間を明示すべきである。	御意見を踏まえ記載します。
2(3) 計画段階配慮事項について関係行政機関等の意見を求める場合の指針について、都道府県知事が市町村長の意見を束ねる必要はない。	地方公共団体の意見は事業者にとって相当の重みがあり、関係の市町村長それぞれから意見が出されることとすると、その扱いが困難となるおそれがあります。関係する地方公共団体の総意としての意見の取りまとめを知事が行うことが本法の円滑的な運用に資することから、方法書以降の手法と同様に、市町村意見を知事が取りまとめることが適切と考えます。
2(3) 計画段階配慮事項について関係行政機関等の意見を求める場合の指針について、市町村長の意見提出期間を60日以上確保すべきである。	本主務省令において、都道府県知事の意見は「60日以上」の期間を定め、その中で都道府県知事が期間を定めて市町村長の意見を求めることとしており、必ずしも60日以内に市町村長が意見を述べることを求めることではありません。ただし、法手続全体がいたずらに長期化することは好ましくないため、配慮諸手続をできる限り迅速に行うことが適切と考えます。
二酸化炭素について、建設機械の稼働等の影響要因を参考項目にし、必要な調査・予測の手法を参考手法に、それぞれ追加すべきである。	御意見を踏まえ、二酸化炭素について追加します。

２（２）「予測は、可能な限り定量的又は定性的に行う。」とある。しかし、予測は、必ず定量的又は定性的のどちらかに分類されるものであり、どちらにも当たらない予測というものは、存在しないと思う。したがって、前記の文言は、「予想は、可能な限り定量的に行い、それが困難なときは、定行的に行う。」とすべきだと思う。	御意見を踏まえ記載します。
--	----------------------